
2013年参议院議員選挙にかかわる 2番組についての意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	小町谷育子
委員長代行	水島 久光
委員	香山 リカ
委員	小出 五郎
委員	是枝 裕和
委員	斎藤 貴男
委員	渋谷 秀樹
委員	升味佐江子
委員	森 まゆみ

目次

はじめに	放送と選挙	1
審議の対象とした2番組		
1	本件放送1：関西テレビ『スーパーニュースアンカー』	2
	(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて	
	(2) 放送に至るまでの経緯	
	(3) ミスはなぜ起きたのか	
2	本件放送2：テレビ熊本『百識王』	5
	(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて	
	(2) 放送に至るまでの経緯	
	(3) ミスはなぜ起きたのか	
委員会の判断		
		6
いくつかの提言		
		7
1	こころの秤（はかり）をイメージしよう	7
2	組織や陣形を整えよう	8
おわりに		
	原理・原則に立ち返ろう	10

はじめに 放送と選挙

私たちは誰でも、こころの中に秤（はかり）を持っている。何かを選択しなければならぬとき、私たちは、この秤の皿にさまざまな情報を載せ、自分の視点や価値観を重ねて、より重くなった皿を選んでいる。そして、その選択が大切なものであるほど、皿に何が、どう載せられるのかが大きな意味をもつことになる。

選挙の投票はそうした大切な選択のひとつである。選挙は、国民と国民の代表者である政治家をつなぐ、民主主義の要をなす手段であると言ってもいい。それゆえ、こころの秤に載せる情報は、適切なプロセスを経て、有権者に届くものでなければならない。載せるべき情報が届いていなかったり、特定の候補者の情報ばかりが届いたりしては、秤が正しく働かず、場合によっては判断を誤ってしまうことさえあるだろう。

放送は、この秤に載せるべき情報を視聴者に伝える使命を担っている。国民の知る権利に応え、民主主義の発展に貢献するためには、選挙に関する幅広い情報を、豊富にそして多様に伝えなければならない。候補者に関する情報も同じである。

他方、放送には、視聴者に情報をわかりやすく伝えることが求められている。そのために、取材対象を絞り込んで視聴者に具体的な事例を示すことも、番組制作ではよく行われている。しかし、それが選挙の候補者に関する情報だった場合、どうなるだろう。絞り込み方によっては、投票行動をゆがめ、選挙が公平・公正に実施されることを妨げてしまうことにもなりかねない。

豊富で多様な情報を公平・公正に伝えるという重い課題を達成するためには、放送は選挙に対して、相当な慎重さをもって臨む必要がある。日本民間放送連盟は、「放送基準 第2章(12)：選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」(以下「放送基準(12)」という)という条項でそれを示しているが、日本民間放送連盟の放送基準解説書(以下「民放連解説書」という)にこの条項についての多くの説明と事例が掲載されているように、その判断は決して容易ではない。放送と選挙の関係は、時に難しい問題となることを忘れてはならない。

*

第23回参議院議員通常選挙(以下「参院選」という)は、2013年7月21日に投開票が行われた。民放連解説書において「放送基準(12)」の適用基準とされる公示日1か月前を過ぎて放送された番組の中で、特定の立候補予定者および立候補者を利するのではないかと思われる事案が、2件確認された。

このような問題について、当委員会が審議を行うのは初めてではない。2010年7月11日に実施された前回の参院選に関連して、同年12月2日に「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」(委員会決定第9号、以下「決定第9号」という)を公表し、公平・公正性の点に鑑みて、放送倫理違反、あるいはそれに準ずる指摘を

行っている。そしてさらに「決定第9号」では、こうした問題が、新たな法規制を招くきっかけや口実となり、「政治報道全般における自由闊達な取材・制作・放送活動の萎縮やその妨げにつながる事」に関する危惧をも表明している。

その後、2013年4月の委員会でも、千葉県知事選挙の期間中に候補者の映像がバラエティー番組で流れた問題が報告された。討議の結果、参院選を控えて注意喚起を呼びかける「委員長コメント」を4月26日に公表した。

今回の2事案は、こうした経緯にもかかわらず再び生じたものである。選挙にかかわる同じような問題が繰り返される原因はどこにあるのか。果たして注意喚起を重ねるだけでそれを防ぐことはできるのか。委員会は今回、こうした疑問を検討したうえで、放送と選挙の関係について再考していきたいと考えた。

審議の対象とした2番組

委員会が審議の対象としたのは以下の2番組である。なお、候補者は公的な存在であることを考慮して実名で表記している。また、当該の番組は「本件放送1」および「本件放送2」と呼ぶ。

1 本件放送1：関西テレビ『スーパーニュースアンカー』の「何が変わる？ネット選挙」

(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて

関西テレビの『スーパーニュースアンカー』は、平日の午後4時48分から午後7時まで放送されているニュース番組である。審議対象となった特集企画「何が変わる？ネット選挙」は、2013年の参院選から解禁されることとなったインターネットを利用した選挙活動（以下「ネット選挙」という）について、何がどのように変わるのかを解説したもので、公示予定日(7月4日)の24日前となる6月10日に放送された。

この特集は、インターネット関連のイベント会場（「ニコニコ超会議2」）から始まる。国会議員と若者たちの交流や、会場での若者たちへのインタビューなどが紹介され、さらにCGや大学教授によって、ネット選挙のポイントが解説される。

そして、太田房江元大阪府知事が商店街であいさつ回りをしているシーンになる。ナレーションで、太田元知事が、ネット選挙のメリットを最も受けるといわれる比例代表の立候補予定者であることと、慣れないネットの作業に苦労していることが伝えられ、太田元知事のインタビュー、選挙用ブログ制作の打合せシーンなどが2分2秒間紹介される。

その後、ネット選挙のデメリットや罰則強化などの対応策が説明されて、10分

12秒の特集企画は終わる。

(2) 放送に至るまでの経緯

この特集企画は、ネット選挙解禁の具体的内容を放送することに社会的意義があると考えた報道部記者が提案し、企画デスクがこれを了承して4月末から取材が始まった。担当記者はまず東京で開催された「ニコニコ超会議2」を取材し、この問題への啓発の必要性を再認識した。そこで政治学者・総務省選挙課・立候補予定者の取材計画を立てる。選挙区の候補者は、公平性の観点から全員を取り上げる必要があると認識していたので避けることとして、ネット選挙解禁のメリットをもっとも受けるといわれていた比例代表の候補者を取材することとした。そして自由民主党から立候補が予定されていた太田元知事と他政党の立候補予定者2人を取材した。太田元知事の取材については、取材日前日に開催された報道部内のデスク会議（この会議自体は毎日開催）において報告されたが、公平・公正性の観点からの疑問を呈する発言は出なかった。

その後、担当記者が別の取材で多忙となったため、企画デスクの判断で、放送日は6月3日から10日に延期され、この時点で「放送基準(12)」の解説で「取りやめることが望ましい」とされている公示の1か月前以降の放送となることになった。また担当記者は、特集企画の構成を検討する中で、太田元知事と他政党の立候補予定者のネット選挙への取り組みに大きな違いがなかったため、企画デスクのアドバイスを受けて、太田元知事だけを取り上げることにした。放送3日前の編集の際に、編集長が表現や内容のチェックを行ったが、特定の立候補予定者だけを取り上げることについての議論などはないまま編集作業は終了し、放送当日午後のプレビューを経て本件放送1は放送された。

放送日の翌日、報道局内から問題があるとの指摘があり、調査の結果、立候補予定者ひとりのみを報道番組で取り上げたことは選挙報道の公平性に明らかに違反すると判断して、1週間後の同番組内でお詫び放送を行った。

(3) ミスはなぜ起きたのか

本件放送1は、「決定第9号」で取り上げたもののうち、ニュース番組で、参院選比例代表の立候補予定者・立候補者で長野県関係者でもある4人だけの政治活動を紹介しながら、選挙の仕組みを説明した事案に類似している。もし、この前例が周知されていれば、避けられる可能性があったかもしれない。しかし担当記者や企画デスクをはじめ、報道部の誰ひとり、取材から編集に至る段階で、特定の立候補予定者だけを取り上げる問題に注意を向けることはなかった。それはなぜなのか。

関西テレビは、自社で作成した「番組制作ガイドライン」などを通じて、「放送基

準(12)」の趣旨をはじめ、選挙報道に関する指針の徹底を図ってきた。また過去に委員会が公表した「決定第9号」「委員長コメント」なども、その都度メールなどで報道局内に伝えていた。

しかし、担当記者と企画デスクは、それらの注意喚起情報と、自分たちの企画した番組の取材対象の選択の問題を結びつけることまでは、考えが及ばなかった。

その背景には、参院選比例代表の制度に対する意識の薄さがあったことは否めないだろう。この制度では、有権者は、政党を選ぶ政党名投票と政党が作成した候補者名簿からひとりを選ぶ候補者投票のいずれかを選択し、まずその総得票数によって各政党に議席が割り当てられ、それぞれの政党内では候補者投票の得票が多い者から当選が決定される。企画デスクらの頭には、もちろんこの仕組みは知識としては入っていた。しかし、この制度の下では、特定の立候補予定者だけを番組で取り上げると、その立候補予定者の当選可能性だけではなく、その所属政党の当選者数にも影響を与える可能性があるため、二重の意味で公平・公正性の観点からの問題が生じることまで考えることができなかった。

この結びつきの弱さは、比例代表選挙との疎遠さに関係しているように思われる。全国向けニュース制作の割合が小さい(準キー局を含む)地方局では、参院選の際には、選挙区を取材対象とすることが多く、比例代表は意識から外れることが少なくなかったという。それに加えて本件放送1は、新しく導入されたネット選挙に関する啓発的な番組として企画されたもので、政党や候補者の政策または候補者の人物を紹介する、いわゆる狭義の選挙報道ではないという解釈がひとり歩きをしていた。そこに、さらに比例代表こそがネット選挙の特性を示す格好の対象であるにとらえたことも重なり、公平・公正性に対する感度は鈍化していったようだ。

この比例代表選挙についての意識の薄さは、直接企画を担当する記者とデスクのみならず、報道局全般に広がっていた。それは、この問題点が取材前日のデスク会議で指摘されず、放送日の変更についても誰も疑問を差し挟まなかったことに表れている。また6月10日の放送日の時点でも、太田元知事が立候補予定者となっていることを知らない報道部の管理職がいた。つまり比例代表の候補者情報の共有も十分ではなかった。このように、緊張感がやや欠けたと言わざるを得ない状況の中で、特定の立候補予定者の映像は、認識の網目をすり抜けて放送されたのである。

企画デスクは、放送後に指摘を受けると、すぐに自らの認識の甘さで判断を誤まったことを認め、そしてなぜ気づかなかったのかと悔やんだという。本件放送1の直接的な原因は、確かにそこにあったと言える。しかし、選挙の公平・公正性に対する観点が、関係者の意識から抜け落ち、誰ひとりとしてフォローすることができなかった点も見逃すことはできない。こうしたミスが繰り返されないようにするためには、そのあたりをしっかりと考える必要があるのではないか。

2 本件放送2：テレビ熊本『百識王』の「いろいろな人の手帳を見たい」

(1) 放送の内容 「特定の候補者」の扱いについて

『百識王』は、フジテレビで制作され、深夜に放送されていた情報バラエティー番組であるが、番組購入しているテレビ熊本では約3か月遅れで、毎週日曜日の午前9時30分から10時まで放送されていた。

審議の対象となったのは、参院選投票日当日の7月21日に放送された（関東エリアでの放送日は4月16日）同番組内で、参院選の比例代表に自由民主党から立候補していた渡邊美樹候補がVTR出演した「いろいろな人の手帳を見たい」というコーナーである。

この日の番組は「できる大人になれる手帳活用術」と題されて、専門家から、さまざまな手帳の選び方や使い方のコツなどが紹介される。

番組後半のこのコーナーでは、渡邊候補が1分55秒登場する。「大企業のトップが持つ手帳」との字幕に続いて、「ワタミ株式会社取締役会長 渡邊美樹」との肩書きで渡邊候補が登場し、終了したスケジュールのメモを赤く塗りつぶしていく独特の利用方法等を説明する。また手帳そのものも渡邊候補がプロデュースしたものであることも紹介される。

(2) 放送に至るまでの経緯

『百識王』は、テレビ熊本では2008年6月からレギュラー番組として放送されていた。テレビ熊本では、購入番組については、初回放送分は番組購入を担当する編成制作部が番組内容の確認を行っている。それ以降は放送準備作業を担当する営業局放送部運行班が、Qシート作成などのための番組プレビューの際に内容についてもあわせてチェックし、内容や表現で問題がありそうな場合は編成制作部に連絡して確認する体制となっている。放送部運行班はチームリーダーを含めて5人いるが、ひとつの番組のプレビュー作業はひとりで行っている。今回担当したスタッフは、仕事を始めてから3か月目の新人だったという。

選挙に関しては、立候補予定者・立候補者が番組に登場していないかなどを、公示1か月前から注意するようにとの一般的な指示があっただけだった。今回の参院選では、6月中旬に東京キー局が作成した著名人の立候補情報リストが東京支社経由で本社報道編成制作局に届けられていた。その中に渡邊候補の名前もあったが、この情報は番組プレビューを担当する営業局放送部には伝達されなかった。

本件放送2は、通常どおり放送日の約1週間前の7月12日にプレビューが行われたが、渡邊候補の出演が認識されることはなく、投票日当日の放送の際にも、社内の誰にも気づかれることはなかった。そして放送の2日後に、熊本県内の他の民

放局から指摘を受けて、問題が明らかになった。

(3) ミスはなぜ起きたのか

本件放送2は、投票日当日に特定の候補者の映像が報道以外の番組で放送された点、その番組が放送した局とは別の局で制作されたものであり、出演者情報のチェックが十分機能しなかった点において、「決定第9号」で取り上げたもののうち紀行番組の事案と類似している。したがって、この前例が十分周知され、注意喚起されていれば、本件放送2は防ぐことができたのではないだろうか。

本件放送2の直接の原因は、立候補者情報リストが番組をプレビューする営業局放送部へ伝達されなかったことにある。もしリストが放送部に渡っていたら、今回の事態が避けられた可能性は高い。

ではなぜ必要な情報が社内全体に共有されなかったのか。テレビ熊本でも「放送基準(12)」および先例の「決定第9号」「委員長コメント」については、全社的な周知の努力はされていた。しかし、選挙に関する情報を必要としているのは報道関係部局だけであるという意識が、いつのまにか広がっていたのではないだろうか。

そのような意識はチェック体制の中にも見ることができる。放送部には民放連解説書こそ備えられてはいたが、経験の浅い担当者には番組内容のプレビューに関して、十分な説明・指導はなされていなかったようだ。チームリーダーはそれをカバーすべく、日ごろ新たに注意すべき事柄を、モニターの周囲に貼るなどしていたという。担当者の日常業務の範囲で想定できる、日々の事故・トラブルを回避するにはそれで間に合ったかもしれない。しかし選挙に際しては、あらためての注意喚起や具体的な説明・指導が必要だったのではないだろうか。今回は、そうした状況が重なって、渡邊候補の映像が誰にもチェックされることなく、放送されてしまった。

本件放送2は、番組ジャンルや担当者の専門性こそ異なるが、問題が「本来気づくべき人の認識をすり抜けた」点において本件放送1と重ねて考えることができる。そこには、選挙に対する意識をどのように高めていくべきなのか、ミスが生じないためには体制をどのように整えるべきなのか、という課題が浮かび上がってくるであろう。

委員会の判断

民放連解説書では、「放送基準(12)」について「公職選挙の選挙運動は、放送に関しては選挙期間中における経歴・政見放送だけが認められ、それ以外の選挙運動は期間中、期間前を通じて一切禁止されている。したがって、期間中はもとより期間前においても、選挙運動の疑いのあるものは取り扱ってはならない」と説明されている。

したがってここでは、まず、2件の放送を事前運動と見なしうるかどうかを判断基準として考える。

本件放送1の場合、たとえこれが狭義の選挙報道ではなく、選挙制度改革の説明を目的とした企画であったとしても、公示予定日1か月前を切った時期に、特定の立候補予定者の選挙準備活動そのものを2分2秒にわたり放送し、そこでその人となりを紹介したことは紛れもない事実である。番組の意図はいかなるものであっても、特定の立候補予定者のみを取り上げて放送したことは、選挙の事前運動と同等の機能を果たしていると言わざるを得ず、委員会は、選挙の公平・公正性を損なう放送倫理違反があったと判断する。

本件放送2の場合も、特定の候補者だけを投票日当日に、1分55秒にわたり放送するというミスをしている。その内容に政治的メッセージはない情報バラエティー番組であるとはいえ、候補者を肯定的に紹介している点においても、本件放送1と同じく、視聴者に与える印象の程度は、他の候補者との間で公平・公正性が害されるおそれのある程度にまで達しているものと考えられる。立候補者情報が適切に必要な部署に渡らなかった背景に、選挙に対する全社的な意識づけの不足があった点も踏まえて、委員会は、本件放送2についても放送倫理違反があったと判断する。

また、2件の放送には、3年前の「決定第9号」にそれぞれ参照しうる類似事案があり、たびたびの注意喚起にもかかわらず繰り返されたという点については、委員会は深い憂慮の念を抱いている。そこには、放送倫理を遵守し、選挙における公平・公正性の実現に、最善の努力を傾けようという意識が、いまだに不十分であることが露呈していると思われる。

いくつかの提言

委員会は、このように類似の事案が繰り返されたことに強い関心を向けてきた。そしていずれの放送でも、本来問題に気づくべき人が、それを適切に認識できていなかったことを確認した。選挙はこれからも繰り返し行われる。こうした事案を二度と引き起こさないためには、一人ひとりがどのように意識を高め、放送局はどのような対策を組織的に講じればよいのだろうか。やや踏み込んだ提言であるが、今回の事案の当事者のみならず、放送業界全体において、選挙に関する放送倫理違反の問題の再発を防ぐために共有してほしい事柄を、以下に記しておきたい。

1 こころの秤（はかり）をイメージしよう

放送に携わる全ての人々が、放送倫理を尊重し遵守することにより、初めて放送の使命は達成され、民主的な社会の実現に寄与することができる。しかしそれは決して

容易なことではない。特に放送が選挙の公平・公正性を害することがないようにするためには、さまざまなケースで適切な判断ができるように、選挙についての放送倫理を知識として知るだけでなく、問題になりうることに対する感度を上げていかなければならない。

本意見書の冒頭で、「私たちは誰でも、こころの中に秤を持っている」と書いた。ならば、その秤をイメージすることから始めてみてはどうか。その際に重要なのは、有権者である視聴者の視点にたって、番組内容を客観化することである。秤の皿のひとつに放送しようとしている内容物を載せたとき、秤が視聴者からどのように見えるかを想像すればよい。

放送は実にたくさんの情報を提供する。有権者にとっては、テレビ画面に登場する候補者の一挙一動や肉声のインパクトのほうが、活字よりはるかに大きい。有権者はそれを視聴して、そこから候補者の人格と政策を理解しようとする。活字や写真よりも本人の動く姿のほうが説得力をもつのである。

その姿が、一度皿に載った状態をイメージしてみよう。

仮に、ある候補者の姿だけが放送され、他の候補者の姿が放送されないとしたらどうか。その事実だけで、片方の皿に空白が生じ、有権者のこころの秤は大きく傾くだろう。その結果、一人ひとりの投票結果は、大きくゆがんでしまいかねないのである。特定の候補者のみを映し出すことで、選挙の公平・公正性が損なわれるというのはこのことを意味している。

このように秤が大きく傾く場合には、一旦その候補者を皿から降ろしてみるといい。もし他の映像を用いても同程度に番組の意図が実現できるかどうかを検討するのだ。それでもなお、候補者を皿に載せるべき社会的使命が放送にあると考えるのならば、それが公平・公正性を損なうものではないという根拠が必要になる。

大切なのは、このように秤をイメージすることで、むしろ積極的に、選挙に関する放送番組を企画・制作・編集・放送する意識を、制作者同士で高めあうことである。その結果、有権者のこころの秤に多様で豊富な情報が提供され、それが自由な判断を助け、真に公平・公正な選挙を支えることになる。これが、本来の民主主義を作り上げることに寄与する、選挙に関する放送倫理の基本的な考え方であろう。

2 組織や陣形を整えよう

しかし本件放送2のように、番組の中には、候補者が出演していると気づかぬうちに放送してしまい、いつのまにか視聴者のこころの秤に特定の立候補者を載せてしまう場合もある。選挙に直接的にはかかわらないテーマや内容、さらには大量の番組の中から、そのような問題を見つけ出すためには、よほどの注意が必要である。ここでミスを犯さないためには、注意すべき情報の共有や、皿の上の姿に気づいた人が問題

を指摘しあえる環境づくりが重要になる。

放送にかかわる一人ひとりの、選挙に関する放送倫理の感度が上がり、意識が高まっていくことがもちろん理想である。しかし、すべての人が番組で取り扱われる素材について、十二分な知識や情報を持ったうえで、番組制作に取り組むことは困難である。したがって、個々人の能力だけに頼るのではなく、組織全体で対応すべき課題であろう。

これはチェック体制のことだけを言っているのではない。むしろ制作過程の中でこそ考えるべき課題である。視聴者にわかりやすく情報提供をしようとする場合、制作者は往々にしてその核心を突こうと、前のめりの「攻め」の姿勢に入る。しかしそれは一方で、制作者の視野を狭めてしまい、認識できない事柄を増やすことにもなる。

ここで想起すべきは、どんなジャンルであっても、放送番組は集団で制作されているということ、つまりチーム戦をしているということではないだろうか。誰かが果敢に論点に攻め込もうとしているときには、必ず他の誰かが守りを固めておく必要がある。選挙について視聴者に訴えかけるものを追求するときには、必ず誰かが、公平・公正性の点から問題がないか、守備的に目を光らせておかなければならない。

これはサッカーの組織戦術によく似ている。ことに攻守の緊張感が高まった状況では、選手同士の意思疎通が円滑に行われるように陣形を整え、ここぞというところにスペシャリストを投入して、チーム全体の士気を高め、同時に組織としての視野を広げることが重要になる。豊富で多様な情報が必要な選挙が相手の場合は、特に守備のスペシャリストは重要である。こうした陣形は、日々の基礎的訓練や練習試合を積み重ね、過去の経験を教訓として活かす中で、鍛えられ組み上げられていく。そうして初めて、選挙という特別なビッグ・ゲームの中で、このような組織戦術が機能することになるだろう。

関西テレビとテレビ熊本の両社とも、問題の発覚後、委員会のヒアリングに先行して、迅速に改善策を打ち出した。

関西テレビは、社内における問題意識の共有と選挙報道ルールの周知徹底にあわせて、「選挙担当プロデューサー」という守備のスペシャリストを起用することを決めた。このポジションは、再びサッカーに例えるなら、ディフェンダーの中でも強力なセンターバックであり、他のメンバーに声を掛け、ミスを見逃さずカバーする役割が期待されている。テレビ熊本では、身近な地方選挙から、全部局のスタッフが選挙情報を共有するための連絡会議を新設した。また、独自の新たな選挙検索システムを導入し、番組プレビューの二重体制を定着させるとしている。

これらの対策が功を奏して、問題が組織の隙間をすり抜けていけない環境が両社に築かれることを期待したい。

おわりに 原理・原則に立ち返ろう

そもそも放送はなぜ、ここまで選挙に対して慎重に配慮をしなくてはならないのだろうか。「放送基準(12)」のような文言は、どのような原理・原則に根ざしているのだろうか。番組制作の現場では、果たしてどこまで、それが理解されているのだろうか。

日本国憲法は、国民主権の原理を採用している。しかし国民が主権者であると言っても、現実一般に一般国民が政治に参加する手段、すなわち国民とその意思を代表する政治家をつなぐものは、選挙しかない。選挙のこのような重要な役割を理解しないと、選挙制度が民主主義の根幹にかかわるといふ原則の意味は理解できない。「放送基準(12)」がよって立つのはこの原理・原則であり、選挙が、国民主権の原理に根ざし民主主義の根幹にかかわるからこそ、放送がその公平・公正性をゆがめるようなことはあってはならないという根本的な倫理なのである。

しかし、多様な番組の中で、選挙にかかわる倫理基準を具体的に適用していくことは、必ずしも容易ではない。例えば、民放連解説書に「取りやめることが望ましい」と記されている公示(告示)1か月前を切っても、実際には、著名人の立候補表明などがニュースになることがある。また候補者が現職大臣として番組に出演することも少なくない。これらは他の候補との関係で公平さを害することにならないのかと、素朴な疑問をもつ人もいるだろう。

また、その1か月前という期間についてもよく考える必要がある。民放連解説書にも「公示(告示)の1カ月以上前であっても、結果として事前運動的效果をもたらすおそれのある時は、番組であると広告であるとを問わず、出演を取りやめることが望ましい」とされている。つまりこれは「その1日前ならセーフ、以後ならアウト」というように形式的、機械的にあてはめられる基準ではない。

したがって、何が問題となり何が問題とならないのかは、実際に現場でケース・バイ・ケースで判断することになる。一般的には、日々の出来事を伝えるニュースの範囲を超える情報提供、すなわちわざわざ企画して候補者の出演・取材を不用意に依頼することは避けるべきとされているが、それが結果的に事前運動的效果をもたらす可能性があるかどうかについては、先に示した原理・原則に立ち戻って、個別に慎重な検討をしなければならない。

「決定第9号」でも「選挙の公平・公正性に対する配慮は(...中略...)形式的な観点からの検討だけでは十分でない」としている。明文化された基準をしゃくし定規に受け取るだけでは、むしろさまざまな問題が生じてくる。個別に慎重な検討をスキップして、形式的なコンプライアンス至上主義に逃げ込むことは避けるべきであろう。そこには思考停止が生じ、かえって認識の目を眠らせてしまう危険性も生じる。なぜ

そうなのか、この場合はどうなのかを常に問いかけ、考え続けることが重要なのではないだろうか。書き記された文言に受動的に向き合うだけでは、放送人としての責務を十分に果たしたとはいえない。過去の事例を思い起こして、放送の使命と照らし合わせながら、番組制作の現場で議論を重ねることこそが重要であろう。

放送にとって選挙は、決して与（くみ）しやすい相手ではない。だからこそ、放送に携わる者は、自らは放送のプロフェッショナルであると強く自覚し、その社会的使命を適切に遂行するために攻守のバランスのとれた組織づくりを目指す必要がある。そうした組織の中でこそ、豊かなイマジネーションと自由闊達な表現を大事にする努力は活かされ、多様で豊かな情報提供が実現するのではないか。当委員会は、そのような努力を惜しまないチームを、応援し続けるサポーターでありたい。